



こども・子育て  
世帯を応援！

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など  
子ども・子育て支援の拡充がすでに始まっています。  
給付の拡充には、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金が充てられます。

## 拡充される給付の例

### 児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4カ月に1回から、2カ月に1回の支給になります。  
※令和6年10月分から拡充

### 育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。  
※令和7年度から実施

### 育児期間中の国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。  
※令和8年10月分から実施

### 妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠している子どもの数×5万円、を支給します。  
※令和7年度から実施

### 出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。  
※令和7年度から実施

### こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満の子どもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。子ども1人当たり10時間/月の利用が可能です。  
※令和8年度より全国実施

## 令和8年度国民健康保険税率の改定について

子どもや子育て世代を社会全体で支えるため、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、国民健康保険税は、現行の3種の課税額に加え、新たに子ども・子育て支援納付金を納めていただくこととなります。白鷹町国民健康保険では、医療費の推移と被保険者数の減少等の状況を踏まえ、令和8年度の国民健康保険税率および税額を次のとおり改定します。

※詳細は7月に納税通知書とともに送付される国民健康保険税のしおりに記載します。

### ●国民健康保険税率および税額

年度	①医療給付費分			②後期高齢者支援金分			③介護納付金分		
	所得割合 (%)	均等割額 (円/人)	平均割額 (円/世帯)	所得割合 (%)	均等割額 (円/人)	平均割額 (円/世帯)	所得割合 (%)	均等割額 (円/人)	平均割額 (円/世帯)
令和7	7.30	30,300	21,800	2.50	10,200	7,300	2.20	11,400	5,800
令和8	6.60	26,900	19,000	2.80	12,300	8,200	2.20	11,400	5,800
増減 (R8-R7)	▲ 0.70	▲ 3,400	▲ 2,800	+ 0.30	+ 2,100	+ 900	改定なし		

年度	④子ども・子育て支援納付金分 (新設)			
	所得割合 (%)	均等割額 (円/人)	平均割額 (円/世帯)	18歳以上均等割額 (円/人)
令和8	0.29	1,200	900	100

#### 【問い合わせ】

- 国民健康保険税に関すること…  
 ▶ 税務出納課町民税係 ☎ 85-6132  
 国民健康保険資格・給付に関すること…  
 ▶ 町民課国保医療係 ☎ 85-6130

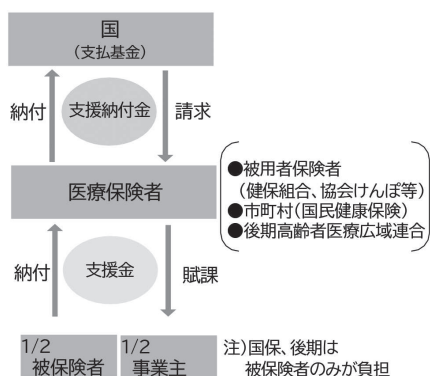
## 子ども・子育て支援金制度Q & A

- Q** 「子ども・子育て支援金制度」って？
- A** すべての世代や企業の皆さまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。
- Q** どうして「支援金制度」が必要なの？
- A** 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月に子ども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

- Q** なぜ独身や高齢者も払うの？
- A** 子どもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度はすべての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方などすべての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。



### 支援金の徴収の流れ



- Q** 収入が少なくても払う必要があるの？
- A** 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。